

8月から自己負担の月額上限を新設

子ども医療費助成制度

子ども医療費助成制度は、0歳から中学校3年生までのお子さんの医療費を助成する制度です。

8月1日受診分から月額上限を適用します。この変更に伴う手続きは必要ありません。

◆受給券を使わずに受診したときは申請を

受給券を使わずに受診したときは、申請により助成を受けられます。保険適用の医療費については、保護者が負担

受給券を持っていない方は申請を!



子どもたちの豊かな成長のために

千葉県子ども成長応援臨時給付金

物価高騰の影響を踏まえ、将来を担う子どもたちが豊かな成長につながる機会を得られるよう、給付金を支給します。

対象▼4月30日時点で市内に住居登録がある児童(小学1年生〜中学3年生)の養育者

※受給済みの方は対象外です。給付額▼児童1人につき1万円

申請・受給方法▼①児童手当受給者(公務員を除く) ②公務員、児童手当受給者以外 ③申請書を子育て支援課に提出

※対象者へ申請書を郵送して



います。

※5月1日以降に東金市に転入した方で、4月30日時点で、対象児童の住民登録が

県内他市町村にある方は、転入前の市町村から給付金が支給される可能性があります。転入前の市町村へお問い合わせください。

申請・問い合わせ▼子育て支援課 ☎(50)1202

制度の一部変更/申請を忘れずに

ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭などの経済的負担を軽減するため、医療機関に支払う医療費・調剤費などの一部を助成します。

対象▼母子・父子家庭などの母・父と児童または父母がいない場合の養育者と養育される児童

※児童が18歳に達する年度末まで、重度の障がいを持つ児童は20歳未満までです。

必要書類▼①健康保険証(保護者・対象児童) ②個人番号(保護者・対象児童) ③

普通預金通帳(保護者) ④戸籍謄本 ⑤養育費に関する申告書

※児童扶養手当を受けている方は④⑤を省略できます。

※所得制限があります。※現在利用している方も10月31日(火)までに改めて申請が必要となります。

申請・問い合わせ▼子育て支援課 ☎(50)1202

障がいがある方への支援制度

医療費助成・各種手当の支給

重度・心身障害者医療費助成制度

重度心身障がい者(児)の医療費の負担を軽減するため、医療費・調剤費などの一部を助成しています。

対象▼次の①〜③のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳の等級が1級、2級 ②療育手帳の等級がA、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2 ③精神障害者保健福祉手帳の等級が1級

◆受給資格の更新 既に医療費助成の受給資格の認定を受けている方には、

新しい受給券を郵送しています。

新しい受給券をお持ちでない方は、認定の更新手続きが必要となります。8月25日(金)までに手続きを済ませてください。

※手続きをしないと、医療費の助成が受けられない場合があります。

特別児童扶養手当

身体や精神に一定の障がいをもつ児童(20歳未満)を監護している父母または父母に代わって児童を養育している方に支給する手当です。

◆障害児福祉手当 著しく重度の障がいのた



著しく重度の障がいのため、日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の方(障がい児本人)に支給する手当です。

療育手帳の等級が重度(A以上)で20歳以上の在宅の方、居宅において6か月以上ねたきり状態の身体障がい者で20歳以上65歳未満の方およびその介護者に支給する手当です。

◆特別障害者手当との併給はできません。

◆所得状況届の提出 各種手当をすでに受けている方は所得状況届の提出が必要です。届出に必要なものは別途ご連絡します。

◆現況届の提出 現在認定を受けている方に現況届を送付しましたので、8月31日(木)までに必ず提出してください。



現況届は8月末までに

申請・問い合わせ▼子育て支援課 ☎(50)1202

▶8月受診分~自己負担額に月額上限を新設

対象	8月受診分から	
父母などや高校生以上の児童	変更なし	
15歳に達する年度末までの児童	通院・入院が無料の方	変更なし
	通院1回、入院1日が300円の方	・1回(1日)の額は変更なし ・同月、同一医療機関での通院6回目以降、入院11日目以降は無料

※助成方法などは、受給者に7月下旬より順次案内しています。

お知らせ 児童扶養手当

母子・父子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給しています。

対象▼18歳に達する年度末までの児童(重度の障がいを持つ場合は20歳未満)をもつ父母など

〈手当の月額〉

児童数	手当額(月額)
1人目	10,410円~44,140円
2人目	5,210円~10,420円
3人目以降	3,130円~6,250円

〈各種手当の月額〉

名称	等級	手当額(月額)
特別児童扶養手当	1級(重度)	53,700円
	2級(中度)	35,760円
障害児福祉手当	-	15,220円
特別障害者手当	-	27,980円
在宅重度福祉手当	-	8,650円

提出期間▼8月10日(木)~9月11日(月)

※提出がないと手当を受取る権利が2年で時効となり、資格を失います。

◆共通事項 各種制度には所得制限があります。障がいの程度や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ▼社会福祉課 ☎(50)1167 FAX(50)1232

来年4月から認定こども園に転換予定 正気幼稚園に関する説明会

来年4月から新たに入園を考えている方を対象に説明会を行います。とき▶9月5日(火)午後1時30分~ところ▶正気幼稚園 ※事前申込は不要です。 ※説明会への参加は入園選考には影響しません。 ※正気幼稚園在園児の保護者の方への説明会は、別途行います。 問い合わせ▶こども課 ☎(50)1229

◆新着図書案内

- 『彼女が言わなかったすべてのこと』…桜庭一樹
- 『時を追う者』…佐々木譲
- 『ペニー・レイン』…小路幸也
- 『時々、慈父になる。』…島田雅彦
- 『そしてあなたも騙される』…志駕見
- 『投身』…白石一文
- 『デモクラシー』…堂場瞬一
- 『能面検事の死闘』…中山七里
- 『美しき人生』…蓮見圭一
- 『トワイライght』…畑野智美
- 『危険なふたり』…樋口卓治
- 『墨のゆるめき』…三浦しをん
- 『まいまいつぶる』…村木嵐
- 『ひむろ飛脚』…山本一力

＜図書館おはなし会＞

絵本の読み聞かせなどを行います。とき▶毎週土曜日午後3時~(申込不要)ところ▶サンピア2階エスカレーター前 対象▶就学前~小学校低学年くらい